

平成25年度における障害者就労施設等からの物品等の
調達推進を図るための方針

独立行政法人国際交流基金

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達推進等に関する法律（平成24年法律第50号。以下「法」という。）第6条第1項の規定に基づき、障害者就労施設等からの物品等の調達推進に関する基本方針（平成25年4月23日閣議決定。以下「基本方針」という。）に即して、平成25年度における独立行政法人国際交流基金（以下「基金」という。）の障害者就労施設等からの物品等の調達推進を図るための方針（以下「調達方針」という。）を定める。

1 障害者就労施設等からの物品等の調達の目標

障害者就労施設等（法第2条第4項に規定する障害者就労施設等をいう。以下同じ。）からの物品及び役務（以下「物品等」という。）の調達については、前年度の実績を上回ることを目標とする。

さらに、好事例等を基金内全てに周知徹底すること等により推進に努める。

2 障害者就労施設等からの物品等の調達推進に関する事項

障害者就労施設等からの物品等の調達について、基本方針に即するとともに、次のとおり取り組む。

（1）調達方針の適用範囲

調達方針は、基金全ての部局に適用する。

なお、調達を担当する部局（以下「調達担当部局」という。）は「別紙1」の物品等の品目分類及び調達先の分類を参考に、障害者就労施設等からの物品等の調達を推進する。

（2）随意契約の活用等

物品等の調達に当たっては、予算の適正な使用並びに競争性及び透明性の確保に留保しつつ、法の趣旨に基づいて、基金会計規程第25条第2項第5号を適用して障害者就労施設等と随意契約を締結するなど、障害者就労施設等からの物品等の調達を積極的に推進する。

また、競争参加資格を定めるに当たっては、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第43条第1項に規定する法定雇用障害者数以上の障害者を雇用していること又は障害者就労施設等から相当程度の物品等を調達していることに配慮する等障害者の就労を促進するために必要な措置を講ずるよう努める。

(3) 障害者就労施設等からの物品等の調達の推進体制

障害者就労施設等からの物品等の調達を推進するため、基金内に「別紙2」のとおり推進本部を設置する。

なお、推進本部においては、1の目標達成に向けて、調達の現状を把握し、実績の向上を図るために有益な情報提供を行うほか、必要に応じて、各調達担当部署に対し、指導・助言を行う。

(4) 調達実績の報告、取りまとめ及び公表の方法

障害者就労施設等からの物品等の調達実績については、法第7条第1項に基づき、その概要を速やかに基金ホームページに公表するとともに外務大臣を通じて厚生労働大臣に通知する。

以上

別紙 1

【物品等の品目分類】

種別	品目	具体例
物品	① 事務用品・書籍	筆記具、事務用具、用紙、封筒、ゴム印、書籍など
	② 食料品・飲料品	パン、弁当・おにぎり、麺類、加工食品、菓子類、飲料、コーヒー・茶、米、野菜、果物 など
	③ 小物雑貨	衣服・身の回り品・装身具、食器類、絵画・彫刻、木工品・金工品・刺繍品・陶磁器・ガラス製品、おもちゃ・人形、楽器、各種記念品、清掃用具、防災用品、非常食、花苗 など
	④ その他の物品	机・テーブル、椅子、キャビネット、ロッカー、寝具、器物台、プランター、車いす、杖、点字ブロック等上記以外の物品
役務	① 印刷	ポスター、チラシ、リーフレット、報告書・冊子、名刺、封筒などの印刷
	② クリーニング	クリーニング、リネンサプライ など
	③ 清掃・施設管理	清掃、除草作業、施設管理、駐車場管理、自動販売機管理 など
	④ 情報処理・テープ起こし	ホームページ作成、プログラミング、データ入力・集計、テープ起こし など
	⑤ 飲食店等の運営	売店、レストラン、喫茶店 など
	⑥ その他のサービス・役務	仕分け・発送、袋詰・包装・梱包、洗浄、解体、印刷物折り、おしぼり類折り、筆耕、文書の廃棄（シュレッダー）、資源回収・分別 など

【調達先の分類】

	調達先	概要
障害福祉サービス事業所等	就労移行支援事業所	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間にわたり働く場を提供するとともに、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行う事業所。
	就労継続支援事業所（A型・B型）	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行う事業所。
	生活介護事業所	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排泄、食事の介助等を行うとともに、創作活動又は生産活動の機会の提供を行う事業所。
	障害者支援施設	障害者につき、施設入所支援を行うとともに、就労移行支援、就労継続支援又は生活介護を行う障害者支援施設。
	地域活動支援センター	創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流等を行う事業所。
	小規模作業所	障害者の地域社会における作業活動の場として、障害者基本法第18条第3項の規定により必要な費用の助成を受けている施設。
企業	障害者雇用促進法の特例子会社	障害者の雇用に特別の配慮をし、雇用される障害者数や割合が一定の基準を満たすものとして厚生労働大臣の認定を受けた会社。
	重度障害者多数雇用事業所	重度身体障害者等を常時労働者として多数雇い入れるか継続して雇用している事業主。
在宅就業障害者等	在宅就業障害者	自宅等において物品の製造、役務の提供等の業務を自ら行う障害者。
	在宅就業支援団体	自宅等において物品の製造、役務の提供等の業務を自ら行う障害者。

(参考) 調達に当たっては、受注内容に応じて対応可能な複数の障害サービス事業所等に
あつせん・仲介する業務を行う共同受注窓口を活用することも可能。

別紙2

